様式－８

道路施設のデータベースを整備及び管理運営する

ＤＢ管理運営機関に関する公募

申請書

　　令和３年　　月　　日

国土交通省

 　　道路局長

殿

会　社　名

ふ　り　が　な

法人印

代表者氏名

ふ　り　が　な

公　印

所　在　地

電　　　話

　「道路施設のデータベースを整備及び管理運営するＤＢ管理運営機関に関する公募」の実施規約に同意の上、下記のとおり申請します。

記

ふ　　り　　が　　な

１．申 　請　 者 ：

２．道路施設分野 ：

※1

３．担 当 窓 口：

 会社名

 所　属

 所在地

 電　話

 E-mail

※1：道路施設分野は、応募要領別紙2を参照し選択して下さい。

**実　施　規　約**

この規約は、国土交通省道路局と連携して実施する道路施設の点検データベースの整備及び管理運営（以下、「ＤＢ管理運営」という）に関して、ＤＢ管理運営を行う第三者機関等（以下、「ＤＢ管理運営機関」という）が、ＤＢ管理運営において、遵守及び了承すべき事項等を定めたものである。ＤＢ管理運営機関申請者は、この規約に同意し履行することを確約して、申請書を提出するものとする。

**Ⅰ　共通**

**（ＤＢ管理運営機関）**

1. 「ＤＢ管理運営機関」とは、社会インフラに係る技術の調査・研究を目的とする民法第３３条に規定する法人等であり、道路施設毎（基礎データ、道路橋、トンネル、道路附属物、舗装、土工）のデータベースの整備及び管理運営を行う機関をいう。

**（用語の定義）**

1. 「点検データベース」とは、道路施設の点検等データ（基礎データ、道路橋、トンネル、道路附属物、舗装、土工）を収集し情報を提供できるデータベースシステムをいう。

**（申請書類等）**

1. ＤＢ管理運営機関への登録申請受付は、原則として国土交通省のホームページにて公募を行い、受け付けるものとする。
2. ＤＢ管理運営機関申請者は、複数の法人により申請する場合、この規約に定めたＤＢ管理運営機関申請者に係る責任の全ては、代表するＤＢ管理運営機関申請者が負うこと。
3. ＤＢ管理運営機関申請者は、国土交通省からＤＢ管理運営機関登録申請書類に係るヒアリングの要請がある場合はその求めに応じること。申請窓口の求めに応じないＤＢ管理運営機関申請者からの登録申請については、受付を取り消すことができるものとする。
4. ＤＢ管理運営機関は、申請書類の記載内容について全ての責任を負うものとし、ＤＢ管理運営機関申請書類等の作成並びに提出に係る費用はＤＢ管理運営機関申請者の負担とすること。
5. ＤＢ管理運営機関申請者が提出するＤＢ管理運営機関申請書類等は、返却されない。また、提出されたＤＢ管理運営機関申請書類は国土交通省の文書保存規程により保管され、第三者による情報開示請求の対象となる（個人情報は除く）。
6. ＤＢ管理運営機関申請書類は、虚偽並びに違法性のないものでなければならない。
7. 国土交通省は、ＤＢ管理運営機関申請書類の記載に不備が見つかった場合、申請窓口で受理した後であっても申請受理を取り消すことがある。

**Ⅱ　点検データベースの整備及び管理運営**

**（事業内容）**

1. ＤＢ管理運営とは、国土交通省道路局が道路技術懇談会での議論を踏まえて整備を進める点検データベースについて、そのシステムを整備し、適切に運営管理することをいう。
2. ＤＢ管理運営機関は、点検データベースの管理運営に必要な諸費用の範囲で点検データベースの登録料及び利用料を設定することとし、利益を生じさせないこととする。なお、点検データベースの登録料及び利用料は、国土交通省と協議のうえ決定する。
3. ＤＢ管理運営機関は、ＤＢ管理運営に関する収支状況については、他の経費と区分し、本事業のみの収支について収支報告書を作成し、国土交通省に提出する。
4. ＤＢ管理運営機関は、点検データベースのデータについて、データ登録者（施設管理者）が合意した範囲で公開し、ＤＢ管理運営機関が自ら利用する場合も含め、全ての利用者に対して公平な利用条件とする。
5. ＤＢ管理運営機関は、令和５年度末（令和６年３月３１日）まで、責任をもってＤＢ管理運営を行うこと。

**（DB管理運営の中止若しくは中断等）**

1. 国土交通省は、19項～24項により特定されたＤＢ管理運営機関により、実施が困難であると判断したとき、ＤＢ管理運営を行わないことがある。
2. 国土交通省は、次のいずれかに該当する場合、ＤＢ管理運営の中止若しくは中断を行うことができる。
3. 申請書類等の内容に、虚偽・誇大表示が認められたとき又は疑いがあるとき
4. 特定されたＤＢ管理運営機関が、この規約に違反したとき
5. その他、国土交通省が必要と認めたとき
6. 特定されたＤＢ管理運営機関は、16項①から③に該当する事象が生じたと認めたときまたは疑いがあるときは、遅滞なく地方整備局等に報告しなければならない。
7. 特定されたＤＢ管理運営機関は、16項の中断理由となった要因等の解決がなされた場合、その解決の方法及び結果を明示した書類の提出とともにＤＢ管理運営の再開を地方整備局等に申し出ることができる。

**（ＤＢ管理運営機関への登録）**

1. 国土交通省道路局はＤＢ管理運営を実施するＤＢ管理運営機関を公募するものとする。
2. 応募者は、原則として次に掲げる要件を全て満たすものとする。

①社会インフラに係る技術の調査・研究を目的とする一般社団法人及び一般財団法人又は公益社団法人及び公益財団法人等であり、ＤＢ管理運営に係る実施体制を組むことができる

②道路維持管理のデータベースに関する業務実績を有する

③技術士（総合技術監理部門又は建設部門）、技術士（建設部門）、RCCM（建設関連部門）、工学博士（建設関連分野）、土木学会認定資格（特別上級技術者又は上級技術者又は1級技術者）のうち、いずれかの資格を有する者を配置する

④国土交通省道路局と連携してＤＢ管理運営を適切に履行できる

1. 道路技術懇談会は、ＤＢ管理運営機関申請者から提出された資料をもとに、応募要件の適否や提案内容を審査し、ＤＢ管理運営機関として選定するものを決定する。また審査結果は応募者に文書にて通知される。
2. 選定されたＤＢ管理運営機関等は国土交通省道路局ホームページに掲載するものとする。事業期間は、令和６年３月３１日迄とする。
3. 国土交通省道路局は、選定の通知を受けたＤＢ管理運営機関が次のいずれかに該当することが判明した場合は、通知の全部又は一部を取り消すことがある。

①選定の通知を受けたＤＢ管理運営機関が、虚偽その他不正な手段により選考されたことが判明したとき

②選定の通知を受けたＤＢ管理運営機関から取り消しの申し出があったとき

③その他、選定通知の取り消しが必要と認められたとき

1. 国土交通省道路局は、次のいずれかに該当する場合、ＤＢ管理運営機関の登録を抹消する。

①ＤＢ管理運営機関が書面にて登録の抹消を申し出たとき

②23項①～②に該当する場合において、その事由の内容や事由が判明するに至った経緯等を総合的に勘案して、故意に基づくもの等悪質である又は重大であると本省が判断したとき

③23項③に該当する場合において、申請時の連絡先との連絡がとれないことを国土交通省が確認した日から６ヶ月以内にＤＢ管理運営機関から連絡先変更の申し出等がなく、その後、申請書類に記載の連絡先でＤＢ管理運営機関と連絡がとれないことを国土交通省が改めて確認したとき

④その他、本省又は地方整備局等が必要と認めたとき

**Ⅲ　異議申し立て等**

**（異議申し立て）**

1. ＤＢ管理運営機関申請者は、ＤＢ管理運営機関の選定結果に異議がある場合は、選定結果を通知した日の翌日から起算して７日（休日を含まない）以内に、「ＤＢ管理運営機関選定結果の公表への異議申立書」を道路局国道・技術課技術企画室（以下、「事務局」という）に提出するものとする。
2. 事務局は、「ＤＢ管理運営機関選定結果の公表への異議申立書」提出期限の翌日から起算して10 日以内（休日等は日数に含まない。）に、「ＤＢ管理運営機関選定結果の公表への異議申立書」の内容に基づきヒアリングを実施し、「ＤＢ管理運営機関選定結果の公表への異議申立書」提出期限の翌日から起算して15 日以内（休日等は日数に含まない。）に「ＤＢ管理運営機関選定結果の公表への異議申立書」に対する回答を通知するものとする。
3. ＤＢ管理運営機関申請者は、「ＤＢ管理運営機関選定結果の公表への異議申立書」に対する回答について不服がある場合、回答を通知した日の翌日から起算して７日以内（休日等は日数に含まない。）に「ＤＢ管理運営機関選定結果に関する不服申請書」を事務局に提出するものとする。
4. 事務局は、「ＤＢ管理運営機関選定結果に関する不服申請書」の提出期限の翌日から起算して90 日以内に不服審査を実施し、事務局から申請者に不服審査の結果（再度審査内容を検討する旨等を通知する場合を含む。）を通知する。
5. ＤＢ管理運営機関申請者は、事務局による不服審査の結果に不服がある場合は、不服審査の結果の通知の翌日から起算して７日以内（休日等は日数に含まない。）に「ＤＢ管理運営機関登録抹消願」を事務局に提出することができる。事務局は「ＤＢ管理運営機関登録抹消願」が提出された場合は、その受領後速やかに、当該ＤＢ管理運営機関について「ＤＢ管理運営機関登録」の抹消を行う。
6. ＤＢ管理運営機関申請者は事務局による不服審査の結果に同意する場合は、不服審査の結果の通知の翌日から起算して90 日以内に「ＤＢ管理運営機関選定結果の公表への同意書」を事務局に提出するものとする。
7. ＤＢ管理運営機関申請者から、「ＤＢ管理運営機関選定結果に関する不服申請書」又は「ＤＢ管理運営機関登録抹消願」の提出がなく、かつ「ＤＢ管理運営機関選定結果の公表への同意書」がＤＢ管理運営機関選定結果を通知した日の翌日から起算して90 日以内に提出されなかった場合は、「ＤＢ管理運営機関登録抹消願」が提出されたものとして取り扱うものとする。

**（疑義の協議等）**

1. ＤＢ管理運営機関申請者は、この規約の各項の規定において疑義がある場合は、疑義の内容と理由を明示した文書により事務局に回答を求めることができる。
2. 事務局は、前項による疑義の申し入れがあった場合は、ＤＢ管理運営機関申請者と協議し疑義について回答するものとする。ただし、協議開始から30 日以内に協議が整わない場合には、事務局が定めＤＢ管理運営機関申請者に通知する。

**（その他）**

1. 本実施規約で定めるＤＢ管理運営機関申請者の責任は，本実施規約に別途の規定が有る場合を除き，無過失責任とする。
2. ＤＢ管理運営機関は、国土交通省情報セキュリティーポリシーを遵守しなければならない。
3. ＤＢ管理運営機関は、国土交通省が合意した公開するデータ以外、本事業で知り得た情報について、国土交通省の同意なく第三者に提供してはならない。
4. 著作権について、点検データベースは、国土交通省に帰属するものとし、点検データベースのデータは、データ登録者（各施設管理者）に帰属するものとする。
5. ＤＢ管理運営機関は、自己の申請内容に係る情報を常に注視し、内容等に変更を生じた場合は速やかに事務局へ修正等の更新手続きをとらなければならない。
6. この規約において事務局との間で用いる言語及び申請書類等に用いる言語は、日本語とする。
7. この規約は、日本国の法令に準拠するものとする。
8. この規約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
9. この規約に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
10. この規約に定めのない事項については、事務局とＤＢ管理運営機関申請者間で協議し、対応を決定するものとする。
11. 国土交通省道路局は、90 日間の予告期間をおいて、ホームページへの掲載などの周知の方法をとることによりこの規約を改正できる。この場合には、ＤＢ管理運営機関申請者は、その改正を承諾したものとみなされることに異議がないものとする。